

第1374回 京都市教育委員会会議 会議録

1 日 時 平成29年5月11日 木曜日
開会 10時00分 閉会 11時45分

2 場 所 京都市役所内 教育委員室

3 出席者 教 育 長 在田 正秀
委 員 星川 茂一
委 員 奥野 史子
委 員 鈴木 晶子
委 員 高乗 秀明

4 欠席者 委 員 笹岡 隆甫

5 傍聴者 10人

6 議事の概要

(1) 開会

10時00分、教育長が開会を宣告。

(2) 前会会議録の承認

第1373回京都市教育委員会会議の会議録について、教育長及び全委員の承認が得られた。

(3) 議事の概要

ア 議事

議案2件、報告1件

イ 議決事項

議第2号 教科書採択に関わる基本方針及び選定の観点について（小学校「特別の教科 道徳」）

（事務局説明 関 学校指導課担当課長）

本日は、議第2号、小学校「特別の教科 道徳」における平成30年度から平成31年度までの使用教科書の採択に関わる「基本方針」及び「選定の観点」について御説明

させていただきます。まず、「基本方針（案）」を読み上げる。

「平成30年度から平成31年度までの小学校「特別の教科 道徳」使用教科書の採択に関わる基本方針について、以下の基準に最も適したものを、教科書選定委員会の答申を勘案し、採択するものとする。

なお、採択にあたっては、「教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）」（平成28年4月13日付け教指学第1201号）及び関連通知に基づき、適正に行うものとする。

1 学習指導要領の趣旨に則し、「特別の教科 道徳」の目標の達成に適したものであること。

2 京都市の学校教育の基本方針、教育課程の内容、構成、授業時数、編成・実施上の配慮事項等を示した「京都市立小学校教育課程移行措置要領 道徳」に則したものであること。

3 京都市が目指す子ども像である「伝統と文化を受け継ぎ、次代と自らの未来を切り拓く子ども」の育成に資するものであること。

4 一人一人の子どもの道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度の育成に向け、学習活動の充実に寄与するものであること。

5 基本的人権の尊重の視点に立ち、人権文化の担い手を育成するとともに、子どもの道徳性を養うものであること。」

これまで、小・中学校で使用する教科書の採択にあたっては、高等学校及び総合支援学校等で使用する教科書と併せ、共通の基本方針を定めていたが、今回は、小学校は道徳科のみの教科書採択であることを踏まえ、道徳科独自の基本方針としたい。

なお、基本方針の内容については、従来の他教科のものから大きく3点を変更している。

1点目は前文である。平成28年度、教科書採択における公正確保の徹底等について、文部科学省から通知が出され、本市においても、文部科学省の通知を踏まえ、教科書採択において教員が留意すべき事項等を全校に対し通知したところであり、適正な採択事務を徹底するため、基本方針に追記したものである。

2点目は項目2である。「特別の教科 道徳」は、平成26年度に学習指導要領等が一部改正され、小学校では平成30年度から導入されるが、本市においては、平成28年度から既に先行実施している。先行実施に伴い本市で「教育課程編成要領」の移行措置版を平成27年度中に作成済みのため、今回の教科書採択はそれに基づく必要があることから変更したものである。

3点目は項目4である。項目4は、他教科の採択においては、「基礎的・基本的な知識・技能の習得」や「その活用を目指した学習活動」など学力面からの記述となっている。今回は、道徳科の教科書採択であり、一部改正後の学習指導要領における道徳教育の目標を踏まえ、文言を修正したものである。

次に、小学校道徳科の使用教科書に係る「選定の観点」について説明する。選定の観

点については、基本方針に基づき、各社の教科書を調査研究する具体的な観点となるもので、基本方針と一体のものとしてお諮りするものである。基本的には、学習指導要領の内容に基づき、文言を整理している。

項目1は、学習指導要領に示される道徳科の目標を達成するために適切な工夫や配慮がなされているかということを見るものである。道徳科の目標として、「よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる」とされており、こうした育成すべき資質・能力を育むため、教科書全体を通しての特徴や創意工夫されている点などを総合的に見るための観点となっている。

項目2は、「考え、議論する道徳」を展開するため、内容や構成が適切であることに加え、多様な指導方法の工夫、児童が主体的・対話的に学習に取り組むことができる配慮がなされているかということを見るものである。道徳科の授業においては、自分ならどのように行動・実践するかを考え、自分とは異なる意見と向き合い、議論するなど、道徳的価値について多面的・多角的に学べるよう多様な指導方法を工夫することが大切である。そのため、児童の実態を踏まえ、教員が主題やねらいに応じた適切な指導方法の工夫を行うための配慮がなされているかを見る、道徳の教科化にあたって特に重視された内容を見るための観点となっている。

項目3は、内容項目が網羅的に取り扱われているか、また、教材の系統性・発展性などの構成の適切さや、他教科等をはじめ、様々な教育課題等との関連、さらに、他校種との接続、家庭・地域との連携が図られているかということを見るものである。内容項目は発達段階に応じて19～22項目が設定されているが、それらがすべて取り扱われているか、また、道徳教育は学校の教育活動全体を通じて行うべきものであり、道徳科の授業を「要」としながら、他の教科等でもそれぞれの特質を生かした道徳教育が行われなければならない。そのため、他教科や様々な教育課題に対応した教材が取り上げられているかも重要である。さらに、中学校への円滑な接続を意識した工夫、家庭や地域との連携等についても見るための観点となっている。

項目4は、取り上げられている教材についてバランスや見やすさなど必要な工夫・配慮がなされているかという点に加え、道徳の教材は、多様な見方や考え方でできる事柄を取り扱う場合が多いことから、多様な価値観について適切に取り上げられ、物事を多面的・多角的に考えられるよう、特定の見方や考え方に偏らない教材の工夫がなされているかを見る観点である。

項目5は、特に、今回の学習指導要領の改訂において、教材の留意事項として取り上げられている視点や現代的な課題を題材として取り扱っているか、また児童の心に響くような教材の工夫がなされているかを見るための観点となっている。

項目6は、基本的人権の尊重、また道徳的諸価値についての理解を深めるための工夫を見るための観点となっている。

項目7は、教科書の体裁など使用上の便宜や、ユニバーサルデザイン、環境配慮などを見るための観点となっている。

また、実際の調査研究にあたっては、基本方針及び選定の観点に基づき、調査検討を行った内容を教科書会社ごとに表形式でまとめるとともに、選定委員会において、より詳細で具体的な「選定の視点」を設定し、その「選定の視点」に基づき、教科書ごとの特徴や他社比較の中での優位性等について、わかりやすく提示する資料を作成する予定である。

以上、議案としてお諮りしている「基本方針」及び「選定の観点」について説明させていただいた。続いて、議案説明資料に沿って、採択事務の概要について説明させていただく。

議案説明資料1ページにあるとおり、各校で使用する教科書は文部科学省の検定を経た教科書の中から採択しており、中ほどの表にある「採択実施状況」にもあるとおり、概ね小中学校では4年に1回、各教科1種類の教科書を採択し4年間同じ教科書を使用している。

なお、道徳科の教科書採択については、平成26年度の学習指導要領の一部改正に伴い行うもので、通常の教科書採択とは時期が異なり、平成29年度に小学校、平成30年度に中学校の教科書採択を実施することとなる。また、昨年度末に次期学習指導要領が告示されたが、平成30年度以降は、現行の学習指導要領の教育課程の実施に伴う教科書採択、次期学習指導要領の教育課程の実施に伴う教科書採択が、連続することとなる。

続いて、議案説明資料2ページの「2教科書選定委員会について」である。

教科書採択にあたっては、教科書選定委員会を設置し、教育委員会で議決いただく「基本方針」及び「選定の観点」に基づき、教科書選定委員会内に設置する調査研究部会が具体的な調査研究を行うこととなる。調査研究部会での検討結果を踏まえて、教科書選定委員会が必要な事項を調査審議し、それぞれの教科書を比較検討した結果を、教育長に答申される。

なお、教科書選定委員会は教育委員会の附属機関として、京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例に基づき設置されており、その運営に係る必要事項は、京都市教科書選定委員会規則によって定められている。

次に、議案説明資料2ページ下の「3教科書検定の結果について」である。

「特別の教科 道徳」小学校の教科書検定については、8社24点について全て検定を合格している。各社の1学年分の平均ページ数は180ページで、6学年合わせると1,000ページ前後となる。これは、現在各校で使用している「私たちの道徳」のほぼ2倍となる。各校の道徳の授業では、様々な教材を活用した授業が展開されており、「私たちの道徳」のみを活用した授業展開とはなっていないため、単純比較はできないが、各社とも相当に工夫した教科書となっている。また、学習指導要領において、道徳の授業で教える内容項目について、学年ごとに定められているが、各社とも、そのすべてを

網羅的に取り上げられている。(小1年2年19項目, 小3年4年20項目, 小5年6年22項目, 中学校22項目)

教材や記述内容については、24点すべてに「いじめ」を題材とする記述があるのが特徴的で、その他に「情報モラル」「東日本大震災」「東京オリンピック・パラリンピック」に関する記述が、各社で多く取り上げられている。

次に、議案説明資料3ページの「4教科書展示会について」である。

上の2カ所は法令によって設置されている「教科書センター」であり、他の9会場は京都市独自の措置として開設するものである。幅広く市民の方にお越しいただくため、全体で11会場を設け市内全域で展示会を開催する予定である。また、展示期間についても、法定による6月16日から14日間までの開催期間を拡大し、約1ヶ月にわたり実施する予定としている。その他、各展示会場に意見書箱を設置し、市民からの意見を頂戴し、教育委員会での審議・採択にあたっての参考資料とさせていただく予定である。

なお、教科書センターについて、本年度より、京都アスニーから右京中央図書館に変更している。配架・閲覧スペース、交通条件、全市的な教科書センターの位置等を踏まえた措置である。

教科書見本について、4月末に第一弾として各社10部の見本が届いている。5月末には第二弾が届く予定となっている。選定委員会の調査研究用、教科書展示会用として一定部数が必要なため、教育委員会で常時保管するのは1部のみであるが、教育委員の先生方には、本庁にお越しの際には保管用を常時閲覧いただけるようにし、また教育委員会議の際には、現物を手にとっていただけるよう配架する予定である。

次に、議案説明資料4ページの「5教科書採択の今後の予定」であるが、本日、基本方針等を議決いただけた場合、5月中に教科書選定委員会を立ち上げ、調査研究を行う。調査研究の状況等について、随時報告させていただいたうえで、調査研究部会等での十分な審議を経た答申を勘案いただき、7月下旬又は8月上旬の教育委員会で使用教科書を採択いただきたいと考えている。

最後に、参考資料10ページに文部科学省からの通知の抜粋を添付している。趣旨としては、「教育長及び教育委員が十分な時間的余裕を持って教科書見本を閲覧するなどして、採択権者(教育委員会)の判断と責任において公正かつ適正に採択を行うこと」、「保護者等の幅広い意見を踏まえること」、「選定委員会等が選んだ教科書を、十分な審議をせずそのまま採択するなどの行為があってはならないこと」というものである。

本市では、これまでから、学識者や保護者代表にも参画いただく選定委員会の綿密な調査研究を参考に、教育委員会において十分に審議いただき、採択してきており、教育委員会での審議が不十分ということはないが、文部科学省の通知の趣旨を踏まえ、すべての教科書について調査研究した資料をお示ししたうえで、十分な時間を確保しつつ、審議していただく予定としている。

(委員からの主な意見)

【鈴木委員】 教科書展示会を通して得られる市民からの様々な御意見には重要な御指摘もあり、教科書採択の検討を行う際に参考になっている。選定委員会での調査研究の中間報告をしていただく際、併せて市民からの御意見もお知らせいただきたい。

【事務局】 その時点での市民からの御意見を集約し、報告させていただく。

【鈴木委員】 「私たちの道徳」と教科書の関係はどのように考えたらよいのか。

【事務局】 「私たちの道徳」について、これまで副教材として各学校で活用されており、今回の教科書にも「私たちの道徳」から多くの教材が転用されている。来年度以降も、引き続き、主たる教材である教科書に加え、副教材として活用できると考えている。

【鈴木委員】 道徳に関しては保護者の関心も高い。家庭・地域との連携に関する工夫についても調査・研究をお願いしたい。

【事務局】 平成27年度から6月及び10月を道徳教育推進月間に設定し、小中学校全学年全学級での公開授業や保護者参画型の授業の拡大など、家庭・地域と連携した取組を推進しているところであり、御指摘の観点は教科書選定においても重要であると考えている。

【事務局】 教科化に伴い、教科書を使用した道徳科がはじまるが、教科書は日々児童が持ち帰るものであり、保護者が手に取り、読む機会が増えると考えている。今回の教科化を機に保護者参画型の道徳の授業を一層推進したい。

【高乗委員】 本年3月に告示された次期学習指導要領に基づいた採択を行うのか。

【事務局】 平成26年度に、道徳の教科化に向け現行学習指導要領が一部改正されており、その一部改正後の学習指導要領に基づき採択を行う。加えて、今回の採択においても次期学習指導要領で重視されている「主体的・対話的で深い学び」の実現につなげるため、「考え・議論する道徳」につながる学習活動が進められるかどうかを選定の観点とするなど、次期学習指導要領の全面实施を見据えた教科書採択となるよう取り組んでいる。

【星川委員】 選定の観点は的確に設定されていると思う。選定の観点の項目3に「教材の系統性・発展性が工夫されている」とあるが、具体的にどのような工夫・配慮になるのか。また、平成28年度から全小中総合支援学校で一部改正後の学習指導要領を先行実施していることを踏まえ、この間の実践を踏まえた教科書採択にするために、選定の観点に加えることがあるか検討してはどうか。

【事務局】 教材の系統性・発展性の工夫・配慮については、道徳の年間授業時数は35時間と定められている中で、道徳の授業で教える内容項目の数は低学年19、中学年20、高学年22となっており、教科書によって、内容項目ごとの教材の数などの構成が異なっているが、その構成が児童の発達段

階を踏まえた系統性・発展性が工夫されているかを見るものである。

一部改正後の学習指導要領の先行実施における取組については、文部科学省委託事業による研究指定校や本市独自の研究指定校を中心に、問題解決的な学習や道徳的行為に関する体験的な学習など教科化に向けた実践研究を進めており、それらの実践や研究成果を踏まえた選定の観点（案）としている。

【高乗委員】 選定の観点の項目2について、これからの道徳教育における基本的なあり方を示したものであり、適切な設定である。一方で、その時間に取り扱う道徳的価値を明確に示すことで資料の読取りに終始してしまえば、道徳的価値に対する思考の深まりが弱くなる恐れがある。

また、選定の観点の1～7の項目に重要度の差はないと思うが、項目6は基本的人権に関連する内容であり、項目4と入れ換えたほうが、系統的に整理されるのではと考える。

最後に、学習指導要領の中に指導上の配慮事項として「児童が自ら道徳性を養う中で、自らを振り返って成長を実感したり、これからの課題や目標を見付けたりすることができるよう工夫すること。その際、道徳性を養うことの意義について、児童自らが考え、理解し、主体的に学習に取り組むことができるようにすること。」という項目がある。道徳の意義について子ども自身が気付くということは、高い目標であるが重要なことであり、教科書に求めることは難しいかもしれないが、調査研究の段階でこうした観点も検討いただきたい。

【事務局】 道徳性を養うことの意義について子ども自身が気付くことが重要であるということは、道徳の授業を積み重ねることを通して、まさに担任が実感する御指摘である。本市では、問題解決的な学習や道徳的行為に関する体験的な学習など「考え、議論する道徳」の実践を進めており、そのノウハウを生かした教科書採択を行ってまいりたい。

【奥野委員】 本来、道徳教育は学校教育全体を通じて行うものであるが、道徳の教科化により、道徳科だけで道徳教育を行えばよいということにならないよう、注意が必要である。また、教科書について、教員が使いやすいという点も重要ではないか。加えて、家庭・地域との連携を深めるためにも家庭・地域との連携という点もしっかり検討してほしい。

【在田教育長】 高乗委員御指摘の選定の観点における項目の順については、基本方針における項目の順も踏まえれば、案どおりの方が整理されているとも思う。また、道徳性を養うことの意義を子ども自身が気付くことの重要性については、教科書選定の観点としては難しい面があるが、使用教科書が決まったのちに作成する予定の指導計画（京都市スタンダード）において、十分に踏まえてまいりたい。以上の点に留意し、議第2号について、議決させ

ていただく。

(議決)

教育長が、議第2号「教科書採択に関わる基本方針及び選定の観点について(小学校「特別の教科 道徳)」, 各委員「異議なし」を確認, 議決。

議第3号 教科書採択に関わる基本方針及び選定の観点について(小・中学校育成学級・高等学校・総合支援学校)

(事務局説明 辰巳 学校指導課担当課長)

平成30年度の小・中学校育成学級, 高等学校及び総合支援学校の使用教科書の採択に関わる「基本方針」及び「選定の観点」について, 説明させていただきます。

「教科書採択に関わる基本方針」についてである。

平成30年度の小・中学校育成学級使用教科書, 高等学校使用教科書及び総合支援学校使用教科書の採択に関わる基本方針について, 以下の基準に最も適したものを, 教科書選定委員会の答申を勘案し, 採択するものとする。なお, 採択にあたっては, 「教科書採択における公正確保の徹底等について(通知)」及び関連通知に基づき, 適正に行うものとする。

「1 学習指導要領の趣旨に則し, 各教科の目標の達成に適したものであること。」

「2 京都市の学校教育の基本方針, 教育課程の内容, 構成, 授業時数, 編成・実施上の配慮事項等を示した『京都市立学校教育課程編成要領』に則したものであること。」

「3 京都市が目指す子ども像である『伝統と文化を受け継ぎ, 次代と自らの未来を切り拓く子ども』の育成に資するものであること。」「4 一人一人の子どもの学力向上に向け, 基礎的・基本的な知識・技能の習得とその活用を目指した学習活動の充実に寄与するものであること。」「5 基本的人権の尊重の視点に立ち, 人権文化の担い手を育成するとともに, 子どもの道徳性を養うものであること。」

いずれも, 昨年度に引続き, 各校種に共通する重要な事項であり, 採択にかかる「基本方針」としたく考えている。

教科書採択に関わる「選定の観点」については, 基本方針から各教科の教科書選定につなげるものとして, 特に重視すべき7つの項目を設定し, 教科書を選ぶための視点を明確にしたものである。

「①基礎的・基本的な知識・技能」, 「②思考力・判断力・表現力等」, 「③学習意欲」, 「④言語活動の充実」, 「⑤問題解決的な学習・探究能力の充実など, 生涯にわたって学び続ける力」, 「⑥各教科独自の観点・他教科等との関連」, 「⑦基本的人権の尊重・道徳性の育成」

以上の7項目については, 昨年度の教科書採択事務から設定しており, 先ほど申し

上げた「基本方針」と一体のものとしてお諮りする。

議案としてお諮りする「基本方針」及び「選定の観点」の説明は以上である。

続いて、教科書採択に関わる事務の概要について説明させていただく。

小中学校では、概ね4年に一度市内全域で使用する教科書を採択するというものであるが、小・中育成学級、高等学校及び総合支援学校では、毎年、各教科で複数の教科書を採択し、その中から各校ごとに教育に合った使用する教科書を校長が定めている。

続いて、「2 教科書選定委員会について」である。教科書選定委員会の位置づけは小中学校等と同じであるが、高等学校の「教科書選定委員会」は、昨年度同様に外部委員を含め40名程度の構成を検討中である。また、調査研究部会は各教科2名、計30名程度の構成で検討している。

小・中学校育成学級及び総合支援学校の「教科書選定委員会」につきましても、外部委員を含め20名程度の構成と検討中である。

選定委員会では、先ほどの基本方針、選定の観点に基づき、教科ごとの「選定の視点」を設定し、選定を進める。

「3 教科書検定の結果について」である。

平成28年度においては、平成30年度から使用される高等学校教科書の主に中学年用が検定が実施されており、共通教科・専門教科11教科あるが、あわせて213点が受理され、全てが合格となっている。

「4 教科書展示会について」である。

表にある「京都市総合教育センター」、「右京中央図書館」及び3ページに記載している京都府所管の「京都教科書センター」の3カ所において実施するが、これらはいずれも法令によって設置している、京都市内における「教科書センター」である。

京都市の施設における展示期間については、開かれた教科書採択の一環として、より広く市民の皆様にご覧いただけるように、法定展示期間である、法律で定められている14日間の開催期間を大幅に拡大して、約1ヶ月にわたり実施する。

最後に、「5 教科書採択の今後の予定」であるが、本日、議決いただきましたら、教育長の諮問により、5月中旬に教科書選定委員会を立ち上げ、調査研究部会等で十分な審議を経たうえで教科書採択についての答申を教育長に行う。その後7月下旬又は8月上旬の教育委員会にて教科書選定委員会の答申を勘案し、使用教科書を採択いただきたいと考えている。

(委員からの主な意見)

【在田教育長】 採択事務の他、教科書をめぐる情勢について昨年と変わった点はあるか。

【事務局】 特にない。

(議決)

教育長が、議第3号「教科書採択に関わる基本方針及び選定の観点について(小・中学校育成学級・高等学校・総合支援学校)」,各委員「異議なし」を確認,議決。

ウ 報告事項

報告 向島中学校区小中一貫教育校の新築工事について

(事務局説明 小司 教育環境整備室担当課長)

向島中学校区小中一貫教育校の新築工事について報告する。

伏見区にある向島中学校区の向島南・向島二の丸・二ノ丸北小の3小学校を統合し,向島中学校と合わせた施設一体型小中一貫教育校を創設するため,二の丸北小学校の敷地に,新校舎を新築する工事契約を締結しようとするものである。本契約は,5月市会にて承認いただければ,工事請負契約を締結し,平成31年4月開校に向けて今年9月に着工予定である。なお,平成29年4月に向島二の丸小学校と二の丸北小学校が一次統合されており,現在,旧二の丸北小学校の既存校舎の解体撤去工事を進めている。

新校舎建築に至る経過については,平成26年7月に「平成31年度を目途に3小学校を統合し,向島中学校と合わせた施設一体型の小中一貫教育校の創設」を求める要望書が地元から教育委員会に提出された。翌8月には各小学校小中一貫教育校推進協議会の学区住民,PTAの代表,校長からなる「向島中学校区小中一貫教育校創設協議会」が発足した。その中で施設整備に関するワークショップを開催するなど検討が重ねられた。ワークショップでは「ゆとりある校舎にしてほしい」,「異なる学年の交流スペースがあったほうがいい」,「地震や水害などの災害に強い施設にしてほしい」などといった御意見があり,こうした意見を踏まえ,新校に寄せる地域や学校,保護者の思いやアイデアを生かし,各階にオープンスペースや異なる学年の交流を促す共用空間を配置し,また地震時や水害時にも避難所運営が可能となる施設計画とした。

工事の概要については,旧二の丸小学校敷地北側に鉄筋コンクリート造一部鉄骨造5階建ての校舎及び体育館棟を建設する。教室,特別教室,管理諸室,体育館,屋外プールなどを整備する。

敷地南西に木造2階建てのクラブ棟を整備する。合せて,別途,給排水・衛生及びガス工事,西門前にかかる橋梁改修工事,グラウンド整備工事について契約予定である。

施設の特徴としては,体育館棟を敷地北側に配置するとともに,校舎を斜め配置とすることにより,南面する教室数を確保し,明るく開放的な学習環境とした。東側から見たときに,道路に面してガラスを用いたシンボル性を兼ね備えたデザインとした。校舎西側から東側に向け,上の階をセットバックさせた階段状の形状とし,体育館棟北側壁面を曲面による柔らかな表情として近隣への圧迫感を低減するデザインとした。太陽光

発電や雨水利用のほか、温度が安定した地中熱を利用し、夏期は予冷・冬期は予熱した取入外気で換気するクールヒートチューブの採用など、自然エネルギー等の積極的な活用を計画している。内装の木質化、クラブ棟の木造化に加え、外構には、木質の舗装製材ブロックを採用する等の木材利用を計画している。防災機能として、水害時における避難所利用を想定し、体育館を3階に配置するほか、校舎棟5階の屋外プール用水の災害時利用及び非常用発電機の設置などを計画している。避難所利用を想定し、各階設置の多目的トイレのうち、1階と3階の多目的トイレはオストメイト対応としている。

平成29年9月に着工し、平成31年2月にしゅん工、平成31年4月に統合校を開校予定である。説明は以上である。

(委員からの主な意見)

【星川委員】 敷地面積とグラウンド面積は。

【事務局】 敷地については約16,400㎡、グラウンド面積は約7,500㎡である。

【星川委員】 設置基準面積と比べるとどうなのか。

【事務局】 グラウンド面積について、設置基準には満たないが、1周150mのトラックやテニスコート等も整備される。

【在田教育長】 グラウンド面積については街中の学校と比べれば2倍くらいになる。

【稲田教育次長】 小中一貫校であり、基準面積も小学校・中学校それぞれの基準面積を足し合わせることになるので、基準面積は大きくなる。

【在田教育長】 足し合わせると基準面積は1万㎡くらいになる。

【在田教育長】 本件については、地域のシンボルとなる学校づくりを進めてきた。保護者など地元の方々や教職員らによるワークショップを4回ほど行い、協議を重ねられ、少しモダンな外観となった。向島ニュータウンは人口が約22,000人から現在は半分ほどに減っている。地域のシンボルとして、この学校ができることにより地域全体の活性化につなげたい。

【奥野委員】 児童・生徒数はどのくらいか。

【在田教育長】 約900人を想定している。建設費については60億円ほどかかっているが、人件費については、この間、3割くらい上がっている。それを見込むと、まだ安く抑えられていると言える。

【高乗委員】 施設の特徴として5点挙げて頂いたが、他に、向島地域特有の特徴として、教室の配置等、何かあるか。

【事務局】 地域交流ルームや、ギャラリー等に利用できるスペースなど、地域の方々に使って頂けるスペースを整備する。

【高乗委員】 向島は、多文化共生教育においても非常に重要なエリアの一つだと思うが、そういった点から何か考えられていることはあるか。

【在田教育長】 少人数指導が可能なオープンスペースや、日本語教室が整備される。中国人

や中国にルーツのある子どもたちに日本語指導ができるようになっている。

【高乗委員】 日本語指導のボランティア等のスタッフの方々が出入りできるようになれば、地域も活性化する。そういう方々の活動ができる居場所があれば良いと思う。

(4) その他

○教育長から、前会会議以降の主な出来事等について報告

4月29日 第59回京都市中学校春季総合体育大会開会式

4月29日 青少年科学センター新規展示品「できた！竜巻」公開開始

5月1日 府内経済団体を訪問

○事務局から当面の日程について説明

(5) 閉会

11時45分、教育長が閉会を宣告。

署名 教育長